

特別補足意見

障害年金制度および申請手続について

澤 静子（社会保険実務関係者）

障害年金と申しましても、障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金の3種類があります。一定の障害の状況であることはもとより、先ほどからお話がありますように、保険料の納付要件と初診日がいづであるかによって請求する制度が違ってきます。事例を使ってそのことの説明をさせていただきます。

1 初診日

病気とか事故というのは、どなたにも起こり得ることです。今回、事例として、例えば今日、平成17

年10月15日に交通事故に遭ってしまった。けがをして病院に行き入院した。それで完治すればよかったのですが、その後リハビリ等が続けたのですけれど、1年半を過ぎててもなかなか歩くことがうまくいなくなってしまうとか、手に障害が残ってしまったとします。

そうしますと、これははっきりしています。交通事故に遭った日が初診日となります。

20歳前障害 納付要件は必要ナシ

この初診日が、まだ20歳の誕生日前であったとしたら、この方は国民年金の20歳前障害ということで障害基礎年金を受けることができます。会社にお勤めであったという場合には障害厚生年金ももらえることがあります。20歳前の初診ですので20歳前障害です。国民年金は20歳から強制加入になりますが、その前ということで納付要件は必要ないことになります。

20歳後障害 納付要件が必要

もう一つ、この10月15日において20歳を過ぎていたとしますと、この日に国民年金に加入していらした場合には国民年金の障害基礎年金の請求をされる。会社にお勤めで厚生年金に加入されていれば障害厚生年金の請求をされることになりますし、公務員で共済組合に加入されていれば障害共済年金を請求

されることになります。

納付要件ですが、これも事例で言いますと、10月15日が初診日に当たりますと、初診日の前日の10月14日において、その前々月、8月までに納付を要する期間の3分の2の月数を納付または免除されているかどうか。この方が30歳であったとするならば、20歳から30歳まで納付を要するとすると、10年ですから120月、そのうちの3分の2ですから80月、約7年弱になるかと思えますが、これを納付していたかどうか。それによって納付要件が決まります。

これを満たしていない場合は、経過的な特例措置がございまして、初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに滞納がない、かつ初診日に65歳未満ということが要件としてあります。

つまり、このケースで言いますと、10月の前々月は8月ですから、その前の年、平成16年9月から平成17年8月までの間に滞納がない。この3分の2あるかどうか、この1年間に滞納がないこと、このどちらかを満たしていることが納付要件になります。初診の時点によりまして納付の要件が変わって

●注20

昭和61年大改正

我が国の年金制度は、それまで職域により国民年金、厚生年金、共済年金に分かれ、それぞれが独立して運営を行っていたが、産業構造が大きく変化したことにより、被保険者の制度間移動や、各制度の財政不均衡を生ずることとなった。そこで、昭和61年、国民年金を全国民共通の基礎年金とし、厚生年金や共済年金といった被用者年金を上乗せ給付と位置付ける、2階建ての制度に編成された。各給付の支給要件や内容、適用範囲なども、改正前後で異なる。

きます。それは制度の改正があるたびに変わってきますが、今お話しした要件は平成3年5月以降のもので、昭和61年に大きな改正(注20)がありましたので、それ以前だとまた違ってきます。これが納付要件の一般的な話です。

2 障害認定日・認定日請求

一般的には初診日、今のケースですと10月15日から1年半後、平成19年4月が障害認定日となって、このときに一定の障害が残っていた場合には、その翌月からの年金の支給について請求する。これが認定日請求です。

認定日は、先ほどおっしゃっていますように1年半を目安として定められておりまして、それ以前に症状が固定することもあります。これもまた何が固定か難しいですが。例えば、人工透析を3カ月間以上なさっていると、そういうものは1年半よりも前でも固定と見なす場合もあります。

そして、その認定日にはまだ症状が軽くて障害年金を受給する等級に該当していない場合で、その後悪化することもあります(注21)。その場合

●注21 事後重症

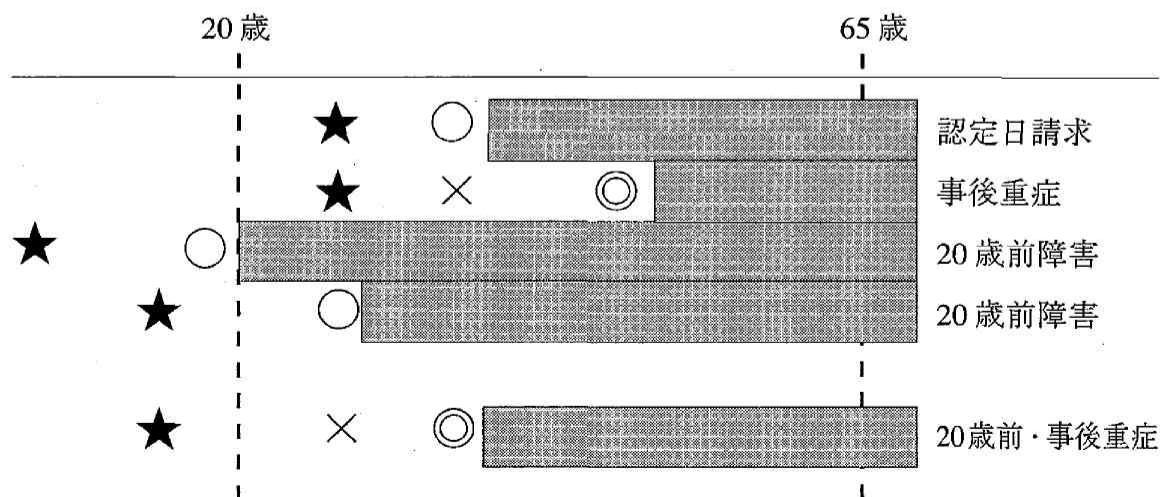
障害基礎年金の3つの支給要件のうち、「資格要件」と「保険料納付要件」は満たしているが、障害認定日において障害の状態が障害等級に該当しない場合、障害基礎年金は支給されないことになる。しかし、その後に障害の程度が進んで障害等級に該当するようになったときは、65歳の誕生日の前々日までであれば請求することができ、これを「事後重症」と呼ぶ。これは、請求することによって初めて権利が発生するのであって、過去に遡って支給されることはない。

には65歳までは請求可能で、請求時において障害等級に該当すれば請求後から支給が始まります。

外に診断書とか請求書が張ってありますが、障害年金の等級の認定には診断書を書いてもらうことが必要です。裁定請求書にいろいろな添付書類と一緒にその診断書を付けていただく。もちろん、診断書はご自身がかかっていた病院のお医者さんに書いてもらうものですし、請求書は認定医という医師がおりますので、その医師のほうで認定を行っております。認定基準がありまして、それを基準に「1級、2級、3級」という認定を行っております。

ですから、年金の請求手続きをなさりたいときにはご相談されると思いますが、病気がずっと状態が悪いとか、こういう大変なことがあるとお話しになるかと思いますが、それと一緒にその病気がいつごろ始まったもので、初診がいつだったかを把握して申し立ていただく、この方は何の年金で請求になるということがわかります。そういうことを把握して申し立ていただくことも大切なことで

図6 事後重症の発生イメージ（初診日★ ○認定日 ◎事後重症）



はないかと思えます。

例えば、最近では糖尿病が増えております。糖尿病の合併症として、糖尿病性網膜症で目が見えなくなるとか、腎臓で障害が出てきまして人工透析をされる、そういうことでもって請求される方が多くて、目だと眼科の病院の初診証明を持っていらっしゃるのですが、以前から糖尿病で通院中となると、内科で糖尿病で初診になったときにどういう症状になっていたかとなりますので、結局そこが一番初めの診断となります。

障害年金の裁定請求の際に提出となる診断書は請求される方の障害の程度の確認のための資料です。これについて、病名でもって診断書が選ばれるわけではなくて、その病気やけがによってどのようなところに障害が出ているかを判断して診断書を書いてもらうことになっています。

私の知っている事例で、ご主人が白血病で年金を請求されたのですが、血液疾患の診断書でもって出していたきました。ただ、治療はかなりいい状態であったのでだいぶ良くなりました。血液疾患の中の状況だけだと該当しないような状況だったので転移により、視力障害が出ていることもお話しされていきました。それですと眼科もということ、眼科の診断書も出していただいで医師のほうで認定されました。そういう事例もあります。ですから、診断書は傷病で症状の出ているものを出していただきます。

障害年金の制度はもともと老齢年金、遺族年金など、公的年金の中の一制度です。現在、年金についてはさまざまに言われていますし、特に国民年金の場合には厚生年金とは違ひまして給与からの天引きではございませんので、ご自分で納付するものですし、20代、30代では60代、70代のことなどは考えられない、今の生活のほうが大事だからとおっしゃる方も多いのですが、働き手が亡くなったときのために遺族年金がありますとか、事故や病気で障害の状態になったときのために障害年金という制度があることについては、やはりどなたにも起こり得ることですので、ご存じおきいただきたいと思っております。私からのお話は以上です。ありがとうございました。